

# 備 前 市 分 別 収 集 計 画

(第9期)

(令和2年度～令和6年度)

令和元年6月

備 前 市

目 次

- 1 計画策定の意義
- 2 基本的方向
- 3 計画期間
- 4 対象品目
- 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み  
(法第8条第2項第1号)
- 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項  
(法第8条第2項第2号)
- 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)
- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)
- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法
- 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項  
(法第8条第2項第5号)
- 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項  
(法第8条第2項第6号)
- 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項  
(法第8条第2項第7号)

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市直営の最終処分場の一箇所は残余量が逼迫しており、極めて厳しい状況にある。

また、ごみ焼却施設については、広域組合の脱退から備前市単独でのごみ処理を行うよう、既存施設の基幹的施設改良工事が平成30年度に完了した。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、焼却・最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・備前市全域での分別収集の実施の促進
- ・指定ごみ袋によるごみの排出抑制
- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- ・環境教育の充実を図る

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、他のプラスチック製容器包装を対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	1,931 t	1,908 t	1,887 t	1,866 t	1,843 t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民・事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

### (1) 環境教育、啓発活動の推進

- ・学校や地域社会の場における副読本等を利用した環境教育、リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会等あらゆる機会を利用し、市民・事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。
- ・ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方にに関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

### (2) 減量化・リサイクルの推進

- ・現在実施している資源ごみ回収推進団体への支援及び生ごみ処理容器購入者の補助を継続して行う。
- ・過剰包装の自粛やレジ袋の使用抑制のためマイバッグを配布及び広報での周知を通じて、市民・販売店の双方に普及啓発を行う。

### (3) 減量化・リサイクルを進めるごみ収集・処理体制の拡充

- ・ごみ減量化・リサイクルを図るため、9種23分別収集の実施による、収集処理体制の整備を市内全域で継続して行う。

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市の廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	金属類（混合収集・施設選別） スチール缶（コンテナ収集） アルミ缶（コンテナ収集） その他金属（コンテナ収集）	
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん（混合収集・施設選別） 無色びん（コンテナ収集） 茶色びん（コンテナ収集） その他色びん（コンテナ収集）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙類	
主として段ボール製の容器		
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの (菓子箱等の紙箱)		
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料用またはしょうゆの充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記PET以外のもの	廃プラスチック 白色トレイ・発泡スチロール	

**8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器  
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)**

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	20 t									
主としてアルミ製の容器	12 t		11 t		11 t		11 t		11 t	
	(合計) 117 t		(合計) 117 t		(合計) 116 t		(合計) 116 t		(合計) 116 t	
無色のガラス製容器	引渡量 0 t	独自処理量 117 t	引渡量 0 t	独自処理量 117 t	引渡量 0 t	独自処理量 117 t	引渡量 0 t	独自処理量 116 t	引渡量 0 t	独自処理量 116 t
茶色のガラス製容器	(合計) 121 t		(合計) 120 t		(合計) 120 t		(合計) 119 t		(合計) 119 t	
	引渡量 0 t	独自処理量 121 t	引渡量 0 t	独自処理量 120 t	引渡量 0 t	独自処理量 120 t	引渡量 0 t	独自処理量 119 t	引渡量 0 t	独自処理量 119 t
その他のガラス製容器	(合計) 26 t									
	引渡量 0 t	独自処理量 26 t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	47 t									
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t									
	引渡量 0 t	独自処理量 0 t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 30 t									
	引渡量 30 t	独自処理量 0 t								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 153 t		(合計) 152 t		(合計) 152 t		(合計) 152 t		(合計) 151 t	
	引渡量 150 t	独自処理量 3 t	引渡量 149 t	独自処理量 3 t	引渡量 149 t	独自処理量 3 t	引渡量 149 t	独自処理量 3 t	引渡量 148 t	独自処理量 3 t
(うち白色トレイ)	(合計) 3 t									
	引渡量 0 t	独自処理量 3 t								

注：括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示す。

**9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

(共通事項)

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近3箇年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

※人口変動率は、備前市総合計画に示された人口の推計を勘案し、次のとおり設定した。

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
34,037 (対前年人口比) 98.7%	33,594 (対前年人口比) 98.7%	33,157 (対前年人口比) 98.7%	32,725 (対前年人口比) 98.7%	32,299 (対前年人口比) 98.7%

**10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）**

各ゴミステーションでの分別収集及び公民館等を利用した拠点回収を活用して行う。なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる容器包装については、引き続きこれらの団体が分別収集を並行して実施することとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集運搬の段階	選別保管等の段階
金 屬	主としてスチール製の容器	金属類（混合収集）	市（直営もしくは委託業者）による定期収集	市および委託業者
		スチール缶		
	主としてアルミニウム製の容器	金属類（混合収集）		
		アルミ缶		
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん (混合収集)	市（直営もしくは委託業者）による定期収集	市および委託業者
	茶色のガラス製容器	無色びん	市による拠点	

	その他のガラス製容器	茶色びん その他色びん	回収	
紙類	主として紙製の容器包装であつて、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙類	市（直営もしくは委託業者）による定期収集	市および委託業者
	主として段ボール製の容器		市による拠点回収	
	主として紙製の容器包装で上記以外のもの			
プラスチック類	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であつて飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル 白色トレイ 廃プラスチック	市（直営もしくは委託業者）による定期収集	市および委託業者
	主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの		市による拠点回収	

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

金属類（スチール缶・アルミ缶）、びん（無色・茶色・その他）については、備前不燃物前処理場で選別・保管し、紙類については、平成20年度で整備した備前ストックヤードで選別・保管を行う。また、ペットボトル等のプラスチック類については、平成21年度に整備した日生ストックヤードで圧縮・保管を行う。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器等	収集機材等	中間処理
スチール製容器	金属類 (混合収集)	市指定ごみ袋 (混合収集)	パッカー車	備前不燃物前処理場 (選別・圧縮施設)
	スチール缶	コンテナ		
アルミ製容器	金属類 (混合収集)	市指定ごみ袋 (混合収集)	パッカー車	備前不燃物前処理場 (選別・圧縮施設)
	アルミ缶	コンテナ		
無色のガラス製容器	びん (混合収集)	市指定ごみ袋	パッカー車	備前不燃物前処理場 (選別・圧縮施設)
	無色びん	コンテナ	2tダンプ	備前不燃物前処理場 ストックヤード

茶色のガラス製容器	びん (混合収集)	市指定ごみ袋	パッカー車	備前不燃物前処理場 (選別・圧縮施設)
	茶色びん	コンテナ	2tダンプ	備前不燃物前処理場 ストックヤード
その他のガラス製容器	びん (混合収集)	市指定ごみ袋	パッカー車	備前不燃物前処理場 (選別・圧縮施設)
	その他色びん	コンテナ	2tダンプ	備前不燃物前処理場 ストックヤード
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの	紙類	ひも	パッカー車 又は 2tダンプ	備前ストックヤード
主として段ボール製の容器包装			パッcker車 又は 2tダンプ	
主として紙製の容器包装で上記以外のもの		透明又は半透明のポリ袋	パッcker車 又は 2tダンプ	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル	コンテナ	パッcker車	日生ストックヤード
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ			
	廃プラスチック			

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

本計画の実効性を確保するため、以下の取組を進める。

### (1) 啓発・広報活動

- ①広報誌等を利用し、市民啓発を行う。
- ②分別区分の統一に向け、広報用ガイドブックの作成を行う。

### (2) ごみの減量と資源化

- ①ごみの減量化、資源化を推進するため、市と市民との間のパイプ役として、リサイクル推進員制度の導入を検討する。
- ②資源ごみ回収推進団体報奨金交付制度を引き続き実施し、ごみの減量化、資源化を推進する。
- ③資源ごみ回収の拠点となる、資源回収ステーションを整備する地元に対して、引き続き補助金を交付する。